

コミュニティ活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 個性的な地域文化の育成並びに環境美化などを通じて良好な地域づくりに寄与することをその活動目的の一つとする地域実践集団の活動を支援し、もってコミュニティ運動の普及と厚真の新しいまちづくりに資するものとする。

(事業)

第2条 地域実践集団の継続的又は計画的活動に関し、次に掲げる支援事業を実施する。

- (1) 地域花壇づくり助成事業
- (2) フラワーマスター育成事業
- (3) 空缶拾い活動奨励事業
- (4) 個性的文化活動奨励事業

(事業主体)

第3条 支援対象主体は、この事業の趣旨に賛同する厚真町内の永続的実践集団（構成員の過半数が成人である集団に限る。以下「集団」という。）及び成人たる個人（以下「個人」という。）とする。

第4条 支援事業としての採択基準は、次に掲げる事業区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、コミュニティ運動の普及効果が期待できないもの、町補助金の交付対象となるもの又は町文化協会若しくは町体育協会に属する団体が行なうものは除く。

(1) 地域花壇づくり助成事業

- ア 花壇新設費助成 所有権及び使用賃借権などその土地について正当な権利を有する集団が行う沿道における花壇の新設費を助成するものであり、その管理が他のモデルとなることが期待できるもの。
- イ 花壇管理費助成 所有権及び使用賃借権などその土地について正当な権利を有する集団が行う共用施設等における既設の花壇の管理費を助成するものであり、その管理が他のモデルとなることが期待できるもの。

(2) フラワーマスター育成事業

植花に関する知識をもって花や緑のあふれるまちづくりを進めるフラワーマスターを育成するものであり、認定講習会終了後は、集団の植花指導など地域のボランティアリーダーとして活躍の期待できる個人であること。

(3) 空缶拾い活動奨励事業

集団が行う空缶拾いを奨励するものであり、その活動が地域の環境美化並びに集団の連帶感醸成に効果を期待できるもの。

(4) 個性的文化活動奨励事業

集団が行う開放的で個性的な文化活動の初期投資経費を助成するものであり、その

活動がまちづくりに新たな活力をもたらすことを期待できるものであること。

(支援内容)

第5条 助成金などの支援内容は、次のとおりをする。ただし、支援事業区分毎に、重複する支援はしないものとする。

(1) 地域花壇づくり助成事業

- ア 花壇施設費助成 沿道の花壇施設費に対して、その面積が 5 m²以上 10 m²未満の場合にあっては 1 万 5 千円を、10 m²以上の場合にあっては 2 万円を助成する。
- イ 花壇管理費助成 共用施設等における既設の花壇の管理費に対して、1 加盟団体または 1 サークル 7 千円を限度として、予算の範囲内で助成する。

(2) フラワーマスター育成事業 フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給する。

(3) 空缶拾い活動奨励事業 15 名以上で構成する集団が実施する空缶拾い活動（延長 2 キロ以上の路線範囲に相当するもの）につき、年 3 千円を限度として、予算の範囲内で助成する。

(4) 個性的文化活動奨励事業 10 名以上で構成する集団が行なう開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として、当該集団 1 回に限り 3 万円を限度として、予算の範囲内で助成する。

(申請手続)

第6条 支援を希望する集団又は個人は、厚真町コミュニティ運動推進協議会に支援要請申請書（別記様式第 1 号）を別に定める期限までに提出するものとする。

(支援の決定及び給付)

第7条 厚真町コミュニティ運動推進協議会会長（以下「会長」という。）は、提出された申請書の内容を審査し、支援事業の対象及び助成額等の内容を決定し、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する支援決定通知（以下「決定通知」という。）を受けた集団は、必要に応じ、別記様式第 2 号により助成金の概算払いを請求することができる。

3 フラワーマスター育成事業の場合にあっては、第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の通知後認定講習会の前日までに旅行費用等を概算払いするものとする。

(集団等の責務)

第8条 支援の決定を受けた集団及び個人（以下「実践団体等」という。）は、支援事業の主旨に基づき、誠実かつ効果的にこれを実践しなければならない。

(事業内容の変更等)

第9条 実践団体等の代表者は、決定通知を受けた後、事業内容等に変更が生じた場合は、直ちにその理由を付して会長に報告し、その承認を受けるものとする。ただし、変更内容等が軽微な場合は、これを省略することができるものとする。

2 会長は、前項の場合において必要があると認めるときは、既に交付した助成金及び旅行費用等の返還並びに貸与契約の中止を命ずることができる。

(状況報告等)

第10条 会長は、必要と認める場合においては、実践団体等に対し支援事業の遂行状況及び成果に関し報告を求め、又は事務局職員に調査をさせることができる。

第11条 実践団体等の代表者は、当該事業を完了した場合は、事業実績報告書（別記様式第3号）又はこれに相当する報告書（以下「完了報告書」という。）により速やかにその旨を会長に報告するものとする。

2 会長は、完了報告書を受理した後その交付すべき額を確定し、当該事業主体の代表者等に精算交付するものとする。

3 会長は、前条の調査により当該支援事業の成果等が確認できる場合においては、前2項の規定にかかわらず、直ちにその交付すべき額を確定し、当該事業主体の代表者等に精算交付することができるものとする。